明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○史跡に指定する件（文部科学四）　一
○名勝に指定する件（同五）　三
○天然記念物に指定する件（同六）　四
○特別史跡に地域を追加して指定する件（同七）　五
○特別史跡及び特別天然記念物に地域を追加して指定する件（同八）　六
○史跡に地域を追加して指定し、一部を解除する件（同九、一〇）　八
○史跡に地域を追加して指定する件（同一一）　九
○名勝に地域を追加して指定し、名称を改める件（同一二）　九
○天然記念物に地域を追加して指定する件（同一三）　九
○記念物を登録記念物に登録する件（同一四）　九
○文化的景観を重要文化的景観に選定する件（同一五）　九
○重要文化的景観に地域を追加して選定する件（同一六）　九

〔公　告〕
裁判所
諸事項
破産、免責、再生関係
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒の処分関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

告示

○文部科学省告示第四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年一月二十四日

文部科学大臣　平野　博文

名称	所在地	地域
里見氏城跡	千葉県館山市大字稲字貴船	一〇九番、一一一番一、一一一番二、一一三番、一一六番一、一一六番二、一一七番
稲村城跡	同　大字稲字中ノ坪	一三三番一、一三四番、一三七番
岡本城跡	同　大字稲字西柵	五七五番二、五八番二、五九〇番二、五九二番一、五九三番二、五九三番三、五九四番、五九八番
	同　大字稲字城山	一〇七八番一、一〇七八番二、一〇七八番三、一〇七八番五、一〇七八番六、一〇七九番一
	千葉県南房総市富浦町豊岡字宮ノ台	右の地域に介在する道路敷、千葉県館山市大字稲字貴船一一番一と同字西柵五九九番に挟まれ同字貴船一一六番二と同字西柵五九四番に挟まれるまでの道路敷、同字貴船一一六番二と同字城山一一〇七八番三に挟まれ同字城山一一〇七八番六に挟まれるまでの道路敷、同字城山一一〇七八番七と同字西柵五九九番と同字西柵六〇二番一と同字西柵五九九番と同字貴船一一〇九番と同字貴船一一〇九番との道路敷を含む。
	同　富浦町豊岡字新宿	四六番四、四七番、四八番、四九番一、四九番二、四九番三、四九番四、四九番五、四九番七、五〇番一、五一番一、五一番二、八三番一
	同　富浦町豊岡字用害	五四番二、七六番一、七六番二、七七番一、七八番一、七八番二、七八番三、七八番四、七九番一、七九番二、七九番三、七九番四、七九番五、七九番六、七九番七、七九番八、七九番九、七九番一〇、七九番一一、七九番一二、七九番一三、七九番一五、七九番一六、七九番一七、八〇番、八一番
	同　富浦町豊岡字木出	九五番一、九六番一、九六番二、九六番三、九七番一
	同　富浦町豊岡字仲ノ台	一一八番一、一一八番二、一二〇番一、一二〇番二、一二〇番三
	同　富浦町豊岡字聖山	一二二番一、一二二番二、一二二番三、一二二番四、一二七番一、一二九番一、一二九番二、一三〇番一、一三〇番二、一三三番一、一三五番一、一三六番一、一三七番一、一三八番一、一三八番二、一四〇番一、一四二番一、一四三番一、一四四番一、一四四番二、一四五番一、一四五番二、一四五番三、一四五番六、一四五番八、一四五番九、